

議案第33号

平成24年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第8号）

平成24年度埼玉県和光市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213号第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成25年3月19日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

平成24年度埼玉県和光市一般会計の補正予算（第8号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第 1 表

繰越明許費

款	項
8 土木費	1 道路橋りょう費

(単位：千円)

事業名	金額
市道20・26・33・91号線 道路拡幅に伴う用地取得事業	38,013